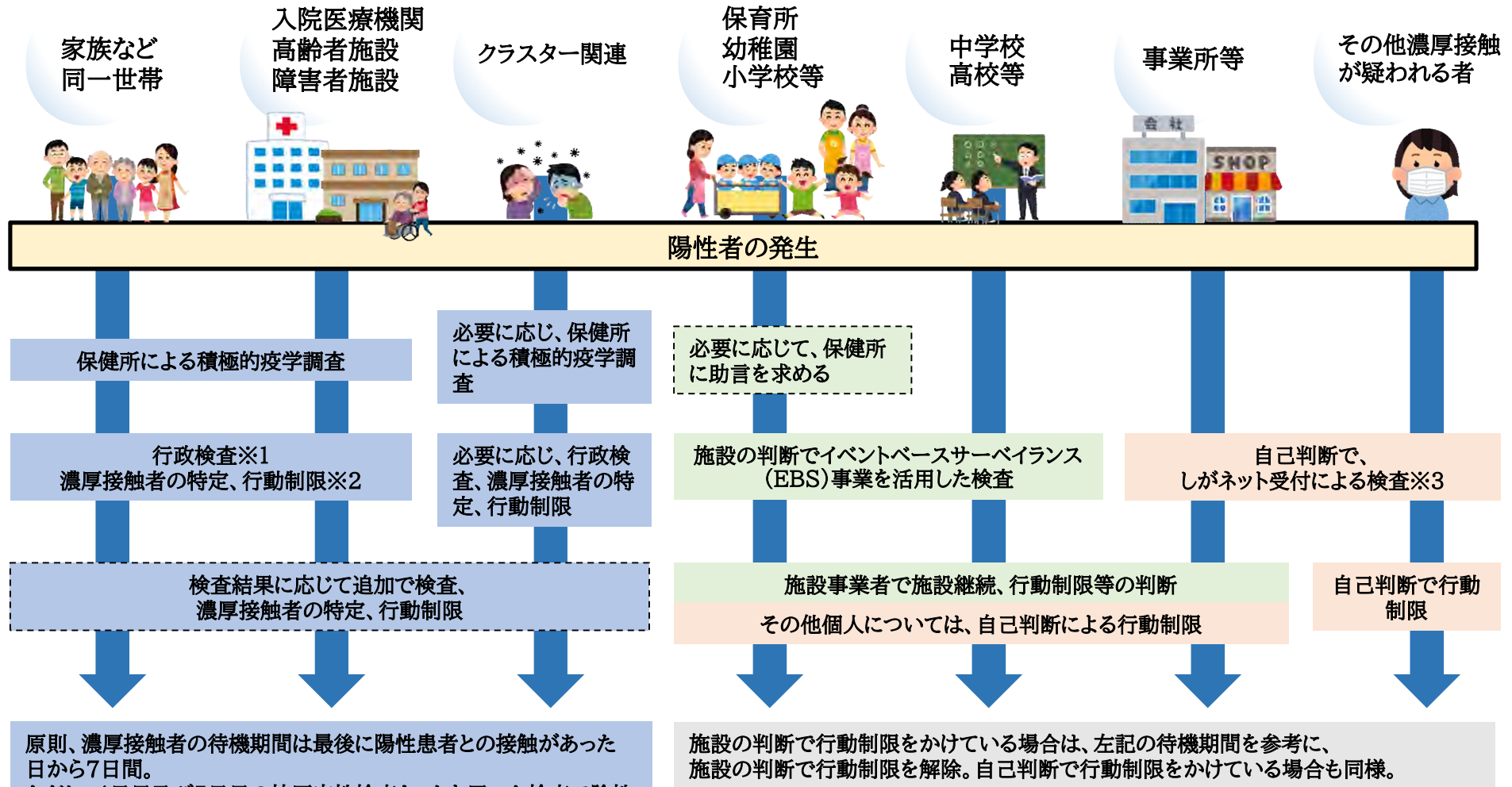


県内における新型コロナウイルス感染症患者が発生した施設種別ごとの検査・調査について

(令和4年3月28日から実施)



※ 本方針を基本とし、感染状況等を踏まえ、必要に応じ保健所の判断で積極的疫学調査を行う。

※1 高齢者施設や障害者施設においては、施設の判断でイベントベースサーベイランス(EBS)事業を活用した検査も可能

※2 濃厚接触者となった医療機関や高齢者施設等の従事者は、待機期間中においても一定条件の下、毎日の検査による陰性確認によって業務可能(一定条件については、別途事務連絡参照)

※3 マスクを着けずに、相手と手が触れる距離で15分以上会話した場合など濃厚接触が疑われる場合で、かつ、本人及び周囲の者に高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方(ハイリスク者)がいる場合に検査受付